

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構  
定款4条第(3)号及び44条に基づく  
第三者機関としての独立性、透明性、実効性に関して  
(答 申)

2014年3月31日

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

諮問委員会

# 答 申 書

2014年3月31日

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構  
代表理事 高橋正夫 殿

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構  
諮問委員会 委員長 園田 寿

2013年9月6日付け諮問にありました以下の諮問事項について、諮問委員会において慎重に検討を行った結果、別記のとおり答申します。

## 記

### 【諮問事項】

2013年3月31日付の貴委員会からの前回答申を踏まえ、2012年10月1日から2013年9月30日の期間において、

1. EMAの「運用管理体制認定制度」における実効性について、特にスマートフォン等新しい通信機器への対応を含め、関係資料及び関係各所における統計資料を参考に、急速に変化する環境の中で、今後、利用者にとって魅力あるフィルタリングや認定制度の在り方について検討を願いたい。

### 【2013年3月31日付答申において主に指摘のあった点】

- 委員会の委員の中立性はEMAの独立性やそれに対する社会の評価の観点から重要であることに留意が必要であり、引き続き広く人材を求める努力を続ける（中略）べきと考える。
- 不断にその広報活動のあり方を検証し、さらに効果的な広報活動が展開されることが期待される。
- （高校生熟議に参加する高校生）以外の層に向けた啓発・教育活動についても引き続き充実を図ることが期待される。

以 上

# 別 記

## 目 次

|   |    |
|---|----|
| 答 申 .....   | 5  |
| I. 前回の答申のフォローアップ .....  | 5  |
| (1) フォローアップの対象 .....  | 5  |
| (2) 委員会委員の中立性に関する運営規則の厳格な運用 .....   | 5  |
| (3) 広報活動について .....  | 5  |
| II. 本年度諮問事項に対する答申 .....   | 5  |
| 1. EMA の「運用管理体制認定制度」における実効性について、特にスマートフォン等新しい通信機器への対応を含め、関係資料及び関係各所における統計資料を参考に、急速に変化する環境の中で、今後、利用者にとって魅力あるフィルタリングや認定制度の在り方について検討を願いたい。 ..... | 5  |
| (1) 諮問事項 .....  | 6  |
| (2) 現状認識 .....  | 6  |
| ① スマートフォン向けフィルタリングへの対応状況 .....  | 6  |
| ② 実効性の低下とその要因 .....   | 6  |
| (3) 諮問期間中の EMA の対応と当委員会の評価 .....  | 7  |
| ① 「中長期変革ビジョン」と「アクションプラン」 .....  | 7  |
| ② 事業者との協議 .....   | 8  |
| ③ ソーシャルゲーム協会（JASGA）からの業務受託 .....  | 8  |
| ④ 啓発・教育の取り組み .....  | 9  |
| (4) 残された課題 .....  | 9  |
| 検討にあたり確認した主な資料等 .....   | 11 |
| 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 諮問委員会 委員 .....   | 13 |

## 答 申

### I. 前回の答申のフォローアップ

#### (1) フォローアップの対象

今諮問期間（2012年10月から2013年9月まで）の答申を行うにあたり、まずは昨年度の答申に対する対応の検討を行う。

もともと、昨年度答申においては、具体的に「改善を求める点」として特段の対処を求めた事項はなかったため、答申本文中において留意点として指摘した事項に関する対応について簡単に確認する。

#### (2) 委員会委員の中立性に関する運営規則の厳格な運用

昨年度答申では、基準策定委員会及び審査・運用監視委員会の委員の中立性はEMAの独立性やそれに対する社会の評価の観点から重要であることに留意が必要であり、引き続き広く人材を求める努力を続けるとともに、上記運営規則の規定は厳格に運用されるべきであるとの指摘を行った。

この点について当委員会が確認したところ、事務局より下記のような回答があった。

基準策定委員会及び審査・運用監視委員会においては、前年答申を受け、運営規則の規定の厳格な運用に努めておりますが、これまでのところ委員が利害関係又は判断の中立性に影響を及ぼす虞のある事由を有する具体的議案が生じていないため、適用された実績はございません。

一方で、2014年3月末日が現理事、委員の任期末となりますので、当該事項を含め人事の検討を理事会にて進める予定です。

当委員会としては、指摘が真摯に受け止められたことを評価するとともに、実際に該当する事案が生じた際には、上述の回答の通りの適切な対応を求めるものである。

#### (3) 広報活動について

昨年度答申では、さらに効果的な広報活動が展開されることが期待される旨述べたが、これについては後述（II（3）④）の通り、今回の諮問期間中さらなる充実が図られている。

### II. 本年度諮問事項に対する答申

1. EMAの「運用管理体制認定制度」における実効性について、特にスマートフォン等新しい通信機器への対応を含め、関係資料及び関係各所における統計資料を参考に、急速に変化する環境の中で、今後、利用者にとって魅力あるフィルタリングや認定制度の在り方について検討を願いたい。

## (1) 諮問事項

本年度の諮問事項は、スマートフォンの普及等の大きな情勢の変化を踏まえ、前回の答申内容を踏まえ、当該期間において特に EMA の「実効性」について諮問するという趣旨の1項目であった。以下に諮問委員会の所見を述べる。

## (2) 現状認識

### ① スマートフォン向けフィルタリングへの対応状況

昨年度の答申においても言及した通り、スマートフォンからのインターネットへのアクセスにおいては、アプリからのアクセスである場合や、無線 LAN 経由でのアクセスである場合に、フィーチャーフォン向けのフィルタリングの仕組みでは対応できないという問題があった。しかし、EMA においては既に前回の諮問期間中からスマートフォン向けのフィルタリングに対応できる態勢を整え始め、今回の諮問期間中には整備が完成した。また、携帯電話事業者においても、スマートフォン向けフィルタリングに対応するようになっている。したがって、この点に限って言えば、フィーチャーフォンからスマートフォンへの移行に関わる実効性の低下の問題は一定の解決を見たといえる。

しかし、次に見るように、EMA 認定を中心とするフィルタリングの仕組みは、現在、転換期を迎えているように思われる。

### ② 実効性の低下とその要因

2013年9月に発表された警察庁の統計によれば、2013年上半期にコミュニティサイトに起因して児童が犯罪被害にあった事犯の検挙件数は859件で前年同期比43.4%増、被害児童数は598人で17.5%増であった。2010年をピークに2012年上半期まで、検挙件数、被害児童数ともに減少を続けてきたところ、2012年下半期に至って増加に転じ、2013年上半期には増加傾向が更に明確になったことになる。

確かに、この時期は青少年の間でスマートフォンが急速に普及する一方で、EMA や携帯電話事業者によるスマートフォン向けフィルタリングの仕組みの整備が十分になされていなかった過渡期に該当するため、今後は再び減少に転じるのではないかとも思われる。しかし、上述のように現在では仕組みが整備されたものの、被害状況の悪化が一時的なものであるとして楽観視することは、主として次の3つの要因により困難である。

まず、EMA 認定を取得していない特定のメッセージ・アプリが青少年の間に短時間で爆発的に普及したことである。この特定のアプリを利用するためには、フィルタリングをそもそも利用しないか、あるいは利用した上でカスタマイズすることが必要であるが、設定の手間等を考えると、前者の対応が一般的であると推測される。その結果、コンテンツ・リスク、コンタクト・リスクともに全般的に高まることになる。

次に、スマートフォン向けのフィルタリングの仕組みの整備がなされたといっても、それは Android 端末についてであって、青少年にも人気のある iPhone については、青少年

保護のための独自の機能はあるものの、日本の実情に則したものとは言いがたいのが現状である。

さらに、携帯電話以外のインターネット接続可能なモバイル機器が青少年の間に普及していることにも留意が必要である。こうした機器としては携帯音楽プレーヤーや携帯ゲーム機などがあるが、いずれも無線 LAN 接続機能を有し、鉄道駅やコンビニエンスストア等の身近な公共空間に無料の無線 LAN サービスが普及してきていることと相まって、青少年がこうした機器からこうした無線 LAN を経由してインターネットに接続する機会が飛躍的に増大している。その一方で、こうしたモバイル機器には青少年インターネット環境整備法上、フィルタリングの利用を容易にする措置を講じた上で販売する義務があるにとどまる（同法 19 条参照）。その結果、多くの青少年が、フィルタリングがかからずリスクの高い状態でインターネットに接続することとなっている。

以上のような点自体も実効性の観点から問題であるが、これらの要因を背景として、さらに以下のような点が懸念される。すなわち、大手の事業者が EMA 認定を取得せずに青少年に対してサービスを継続していることにより、上述のように青少年にとってのリスクが高まると同時に、少なからぬ負担をして EMA 認定を取得・維持している他の事業者に不公平感が広まり、EMA を中心とするフィルタリングの仕組みに参加する意欲が低下するおそれがあることである。実際に、今回の諮問期間の後のことではあるものの、ある大手の SNS 事業者が EMA 認定を継続しないという判断をしているが、これはこの懸念を裏付けるものである。

EMA 認定を中心とするフィルタリングの仕組みの一部は法律によるものであるが、大部分は関係事業者の自主的な取り組みに支えられていることから、このようなおそれは深刻に捉えなければならない。実際、こうしたおそれが現実化すると、EMA を中心とする仕組みの網羅性が低下して実効性が大きく低下するとともに、認定の審査料をその収入の柱とする EMA 自体の存続すら危ぶまれる事態が生じかねない。そのような事態となれば、モバイル・インターネット利用における青少年保護のための枠組みそのものにとっても危機的な状況である。

### （3）諮問期間中の EMA の対応と当委員会の評価

#### ① 「中長期変革ビジョン」と「アクションプラン」

ここでは、以上のような当委員会の現状認識を前提に、諮問期間中の EMA の活動について検討する。

まず、当委員会の現状認識は、EMA の理事会を始めとする各機関にも共有されていると認められる。この点が顕著に現れているのは、今回の諮問期間中に EMA の「中長期変革ビジョン」と「アクションプラン」の検討が開始されたことである。それによれば、「フィーチャーフォンに最適化した制度からスマートフォン（グローバル環境）に最適化した制度へ」という基本理念のもと、網羅性の向上、多様性の向上、コスト構造の改善といった点

をポイントとし、フィルタリング制度の改革とともに、能動的にサイトを評価する第三者レイティング制度、正確で最新の情報を提供する啓発教育情報センター、網羅性を高めるための新料金体系といった点が検討課題として提示されている。

これらの詳細は検討途上であるが、現行のウェブサイトやアプリの運用・監視体制の認定を中心とした活動は、上述のように転機を迎えており、このような取り組みそのもの、また、現時点で示されている上述のような方針は、基本的に高く評価することができる。

特に、今後は、認定制度外で事業者の改善努力を引き出す仕組みや、利用者側のリテラシーを更に向上させることが不可欠である。この点、認定外のサイトやアプリをも対象とする第三者レイティング制度は、事業者側の努力を評価することになるとともに、利用者側への情報提供の機能を果たすことになり、有意義である。

また、リテラシー向上の観点からは、啓発教育情報センター構想も同様に評価できるものである。新料金体系については内容が不明確ではあるが、公平感のある料金体系が提示できるとすれば、事業者にとっても EMA にとっても意味がある。

## ② 事業者との協議

このほか、iPhone に関する上述の問題点については、EMA とアップル社との間で協議の機会を持ち、EMA の考え方を同社に伝えるような取り組みがなされている。グローバル企業に対しては日本の自主的な取り組みへの主体的参加を促すことは困難である場合があるため、従来のフィルタリングの仕組みへの関与を越えたこのような能動的な EMA の取り組みには意義があり、また、今後ますます求められるところである。

また、携帯用ゲーム端末に関する上述の問題についても、一部メーカーとの間で事態の改善について協議をしているということである。ゲーム端末は、フィルタリングの利用を容易にする措置を講じた上で販売する義務しかなく、また、利用契約というものが存在せずフィルタリングを設定する場もない点で携帯電話とは異なるが、可能な範囲での改善に向けた能動的な取り組みとして評価できる。

さらに、EMA 認定を取得しない一部アプリ事業者の間でも接触の機会を持ち、EMA の考え方を積極的に説明している。従来の対応からすれば異例のことであり、外部との関係で透明性や中立性に疑義を持たれないように留意が必要であるが、これも可能な範囲での改善に向けた能動的な取り組みと考えられる。

## ③ ソーシャルゲーム協会（JASGA）からの業務受託

また、今回の諮問期間における大きな動きとしては、ソーシャルゲーム協会（JASGA）の自主規制のうち、ソーシャルゲームプラットフォーム運営体制の認定業務を受託したことがあった。この点は、直接的には実効性とは関わりがないが、EMA が従来のフィルタリングの枠組みを超えて能動的に青少年保護の目的のために寄与しようという点で意義があると同時に、当委員会の第1回答申以来の課題である収入源の多様化という観点からも重



要であると評価できる。

#### ④ 啓発・教育の取り組み

当委員会の第1回答申を受けて、広報・啓発のあり方が見直され、より計画的・戦略的なものに改善されたが、携帯電話利用のリスクを説明しフィルタリング利用の重要性を訴える啓発は、依然として重要である。

実際、上述のメッセージ・アプリを経由した青少年の犯罪被害に関しても、フィルタリングはリスクの軽減のために有効性が認められるため、啓発・教育はなお重要である。

この点、講演や情報交換、取材対応等の件数、あるいは事務局通信の発行数は、前諮問期間と比較しても相当増加しているものと認められ、引き続き充実が図られているということができる。また、2013年4月より報道資料の収集を開始し、EMAからの情報発信や風評等の把握の一環としているとのことであり、情報発信の質の向上も図られている。これらの取り組みの結果、これまで接点のなかった各地の組織と情報交換等が可能となるなどの成果が現れている。

また、高校生が携帯電話の利用方法を自ら考えるイベント「高校生 ICT Conference」（旧「高校生熟議」）は、2013年度は全国5か所で開催され、年々その規模を拡大している。一方的な情報伝達ではなく、青少年が自ら考える機会を設けることは啓発・教育活動として有効かつ重要であり、今後もこの種の活動を積極的に推進していくことが期待される。他方で、昨年度の答申では、この種のイベントに参加する高校生はすでに一定の高い問題意識を有している者が多いと推測されるため、それ以外の層に向けた啓発・教育活動についても引き続き充実を図ることが期待される旨の指摘を行ったが、今回の諮問期間においては、高校生が年少者に情報モラルの伝達を行うという取り組みの支援を実験的に2校で行い、更に拡充の予定であるとのことである。こうした取り組みは、青少年の間で情報モラルの普及を図るための新しい試みであり、昨年度答申の上述のような指摘に一定程度対応するものであると評価できる。

#### （4）残された課題

最後に、残された、あるいは中長期的な課題として当委員会の議論で指摘された事項について述べておきたい。

上述のように、「中長期変革ビジョン」と「アクションプラン」については、当委員会も妥当なものとして賛意を表するもので、まずはその着実な具体化を期待したい。しかし、それにも限界があることも指摘しなければならない。

まず、第三者レイティング制度については、当該サイトないしアプリの提供事業者からの要請に基づくレイティングであればともかく、要請のないままでレイティングを公表することになると、名誉・信用毀損といった法的な課題への対応が必要になる。そのため、第三者レイティング制度を導入するとしても、それが十分に機能するためには、EMA単独

の努力では足りず、何らかの制度的な裏付けが必要であると考えられる。

また、携帯電話以外のモバイル機器の製造事業者については、青少年インターネット環境整備法上、フィルタリングの利用を容易にする措置を講じた上で販売する義務しかなく、現状では、パンフレット1枚同梱すればこの義務は充たされているとされているようである。しかし、「中長期変革ビジョン」と「アクションプラン」には触れられていないが、この種の機器の青少年への普及状況に照らせば、更に積極的な取り組みが必要であり、そのためには同法の改正をも視野に入れた制度的な裏付けが必要であるようにも思われる。

これらの事例が示していることは、モバイル機器利用における青少年保護のための取り組みの立て直しのためには、「中長期変革ビジョン」と「アクションプラン」の検討を通じてEMAの活動自体に見直しが求められると同時に、それにも限界があり、法改正をも含めた制度面での取り組みが必要であるということである。

そして、EMAはこの問題に関する深い知見を有する第三者機関として、有益な貢献ができる立場にある。そこで、所与の制度的な与件の下で活動を展開するにとどまらず、環境の変化に応じて関係諸機関、あるいは社会一般に対する提言機能を備えることが必要ではないかと思われる。

また、関連して、仮にこうした必要が認められた場合、提言の前提としての調査機能をも有する必要がある。「中長期変革ビジョン」と「アクションプラン」には、正確で最新の情報を提供する啓発教育情報センターの構想が含まれているが、この構想を更に進めて、インターネットにおける青少年保護に関する報道や、各種機関や研究者の研究成果等の収集や整理等を行い、調査報告や提言に生かすことが考えられるのではないか。

以 上

## 検討にあたり確認した主な資料等

- ・ 諮問書
- ・ EMA 定款、各委員会運営規則
- ・ 「2012 年度決算報告」「2013 年度上半期決算報告書」
- ・ 理事会、基準策定委員会、審査・運用監視委員会、新技術対応検討部会各議事録
- ・ 「コミュニティサイト運用管理体制認定基準」
- ・ 「コミュニティサイト運用管理体制認定基準概説書」
- ・ 「審査・運用監視細則」
- ・ 「EMA 広報地域分析シート」ほか関係資料
- ・ 「EMA 中長期変革ビジョンとアクションプランの策定について」
- ・ ほか 関係資料
- ・ プレスリリース一式
- ・ 警察庁「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について（平成 24 年下半期）」ほか広報資料
- ・ 事務局ヒアリング
- ・ 審査・運用監視室ヒアリング

以上

(資 料)

## 諮 問

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

諮問委員会 委員長 園田 寿 殿

当機構の定款4条第(3)号及び44条に基づき当機構の活動に関し、下記事項について諮問します。

2013年9月6日

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

代表理事 堀部 政男

### 記

2013年3月31日付の貴委員会からの前回答申を踏まえ、2012年10月1日から2013年9月30日の期間において、

1. EMAの「運用管理体制認定制度」における実効性について、特にスマートフォン等新しい通信機器への対応を含め、関係資料及び関係各所における統計資料を参考に、急速に変化する環境の中で、今後、利用者にとって魅力あるフィルタリングや認定制度の在り方について検討を願いたい。

#### 【2013年3月31日付答申において主に指摘のあった点】

- 委員会の委員の中立性はEMAの独立性やそれに対する社会の評価の観点から重要であることに留意が必要であり、引き続き広く人材を求める努力を続ける(中略)べきと考える。
- 不断にその広報活動のあり方を検証し、さらに効果的な広報活動が展開されることが期待される。
- (高校生熟議に参加する高校生)以外の層に向けた啓発・教育活動についても引き続き充実を図ることが期待される。

以上

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 諮問委員会 委員

(敬称略 2014年3月31日現在)

|       |   |        |
|-------|---|--------|
| 委員長   | 甲南大学法科大学院 教授                            | 園田 寿   |
| 委員長代行 | 上智大学 教授                                 | 音 好宏   |
| 委員    | 公益社団法人全国消費生活相談員協会<br>IT 研究会代表・消費者団体訴訟室長 | 石田 幸枝  |
| 委員    | 安心ネットづくり促進協議会 副会長                       | 曾我 邦彦  |
| 委員    | 公益社団法人日本 PTA 全国協議会 元会長<br>京都大学大学院 教授    | 曾我部 真裕 |